

令和3年度 よさの地域支えあい商品券事業実施要領

1 事業名

住民生活支援商品券事業

2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と町内事業者の事業継続及び売上拡大を図るとともに収入減による住民生活の支援を目的とする。

3 商品券について

(1) 商品券の名称

よさの地域支えあい商品券

(2) 発行者

与謝野町

(3) 商品券配布対象者

- ① 令和3年4月1日時点で与謝野町住民基本台帳に記載されている全ての住民
- ② 令和3年4月2日以降、令和3年10月31日までに生まれた者
- ③ 令和3年4月2日以降、令和3年10月31日までに新たに住民となった者
- ④ 令和3年成人式対象者

(4) 発行額

- ① 一般配布分：一人当たり 5,000 円 (500 円券×10 枚綴り)
- ② 上乘せ分：0～6歳の者(未就学児童)一人当たり 5,000 円 (500 円券×10 枚綴り)

(5) 使用期間

発行日から令和3年12月31日(金)

(6) 商品券配布方法

日本郵便株式会社による配布

(7) 商品券の取扱厳守事項

- ① 商品券は、与謝野町が取扱店として登録証明した店舗での物品等の購入及びサービスの提供において使用できる。
- ② 商品券を現金化することはできない。
- ③ 商品券額面に使用が満たない場合でもつり銭は支払われない。
- ④ 物品購入等による不足分は現金等で支払う。
- ⑤ 使用期間を過ぎた商品券は使用できない。
- ⑥ 商品券の紛失及び盗難に対し、与謝野町はその責を負わない。

(8) 商品券の使用対象にならないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、水道料金等の公共料金、給食費等)
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金

- ④ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑤ 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものの支払い

4 取扱店について

(1) 取扱店の資格

取扱店は、与謝野町内に店舗又は事業所等を有する事業者で、与謝野町商工会に加入する事業者、又は本社、本店等が町内にある中小企業者及び小規模事業者等とし、次の①から④に該当する事業者を除いたものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記〔(8) **商品券の対象にならないもの**〕に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2) 取扱店の募集・決定等

- ① ②の申請受付期間において、新聞折込等により取扱店を募集する。
- ② 申請受付期間 令和3年5月10日（月）から令和3年6月11日（金）
- ③ 申請は、別途「取扱店募集要領」に基づき「よさの地域支えあい商品券取扱店申込書（様式1）」に必要事項を記入し、与謝野町役場商工振興課へ郵送又は直接提出して行うものとする。
- ④ 申請書の提出先 与謝野町役場商工振興課
〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798-1
- ⑤ 申請のあった事業者は、与謝野町の審査を経て取扱店として承認を行うものとする。また、後日「よさの地域支えあい商品券取扱店登録証明書（様式2）」を郵送し結果を通知するものとする。

(3) 取扱店の責務等

- ① 取扱店は、使用者が持ち込んだ商品券を受け取る前に問題がないか確認するものとし、偽造防止ホログラムがないものや色合いが違うものなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに与謝野町役場商工振興課に報告するものとする。
- ② 取扱店は、商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否するものとする。
- ③ 取扱店は、商品券の交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金するものとする。
- ④ 取扱店は、自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。

- ⑤ 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失があった場合は取扱店の責務とする。
- ⑥ 取扱店は、京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）及び与謝野町暴力団排除条例（平成 22 年与謝野町条例第 16 号）を遵守するものとする。

(4) 換金方法等

- ① 換金期間は、令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日の間とする。
- ② 取扱店は、月に 2 回を限度とし、使用済券と商品券精算申込書を①の換金期間における毎週木曜日、午前 10 時から午後 4 時までの時間帯に与謝野町役場商工振興課に持参し、換金手続を行うものとする。
- ③ 商品券精算申込書は、よさの地域支えあい商品券取扱店登録証明書と同時に配布するものとする。
- ④ 換金は口座振込とし、現金での換金を行わないものとする。

(5) 取扱店の取消等

与謝野町は、取扱店にこの「実施要領」に違反する行為があると認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことができるものとする。また、違反により損害が生じた際は、与謝野町はこれを請求することができるものとする。

5 破損等の届出

使用者等は、商品券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに与謝野町商工振興課に届け出て、その指示に従わなければならないものとする。

6 問合せ先

与謝野町役場商工振興課

TEL : 0772-43-9012 (直通)

FAX : 0772-46-2851

E-mail:shokoshinko@town.yosano.lg.jp